



マイナンバーカード取得促進強化月間のお知らせ

町ではマイナンバーカードの申請をしたい方や既に申請をされた方で平日に来庁できない方々のため、お盆の帰省や夏休み期間である8月をマイナンバーカード取得促進月間として、下記のとおり休日窓口を開設します。この機会にぜひご利用ください。



休日窓口開設日（8月の毎週日曜日）

8月 6日 8月13日
8月20日 8月27日



受付場所・時間

役場本庁 1階 税務住民課 午前9時～正午まで

※ 清和・蘇陽地区にお住まいの方で、役場本庁でのカード受取をご希望の方は事前に予約が必要になります。受取を希望される3日前（木曜日）午前中までにご予約をお願いします。



窓口の内容

マイナンバーカード交付申請、受取、暗証番号更新、暗証番号再設定



【おもて面】

【うら面】



マイナポイントの申込について

マイナポイントの受取は、令和5年2月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象になります。2月末までに申請を行い、マイナンバーカードを取得された方で申し込みが済んでいない方は令和5年9月末までにお申し込みください。

なお、町ではマイナポイントの申込方法がわからない方に支援窓口を開設しています。

詳しくは広報やまと7月号と併せてお送りしています「マイナポイント支援窓口」のチラシをご覧ください。

メリットがいっぱい！ マイナンバーカード



マイナンバーカードは、ICチップ付きカードで、券面に氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー（個人番号）・本人の顔写真等が表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードの電子証明書を利用して様々な自治体サービスやe-Taxなどをオンライン申請できるようになります。まだ作成していない人は、ぜひ申請してください。

マイナンバーを証明する書類として

確定申告やふるさと納税当、マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。



各種行政手続きのオンライン申請等に

マイナポータルへのログインをはじめ、各種行政手続きのオンライン申請等に利用できるようになります。



本人確認の際の身分証明書として

金融機関における口座開設・パスポートの新規発給、役場の手続きなどで利用できます。



各種民間のオンライン取引等に

オンラインバンキングをはじめ、各種民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みです。



様々なサービスがこれ1枚で！

マイナンバーカードが健康保険証として使えるなど、町や国等が提供するサービスに必要なカードがマイナンバーカードと一体化できます。



コンビニ等で各種証明書の取得に

コンビニ等で住民票、印鑑証明書等の公的な証明書を取得できます。

